

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進
---------	-------------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	青少年家庭課長 黒田利恵	電話番号	0852-22-5242
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	青少年を取り巻く地域環境浄化事業		
目的	(1) 対象	青少年及び青少年を取り巻く大人	
	(2) 意図	青少年にとって有益な地域環境づくりを進める。	
事業概要	青少年を取り巻く環境の整備を進めるため、青少年の健全な育成に関する条例の規定に基づき、図書販売店や深夜営業店、携帯電話販売店等に対して立入調査等を実施するとともに、健全な育成に関する条例の広報周知や青少年の適切なインターネット利用を図るための啓発活動を推進する。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	健全育成条例の規定に基づき、適正な図書類の取扱いや営業を行っている店舗の割合	目標値	81.0	84.0	87.0	90.0	パーセント
	式・定義	立入調査の結果、条例に基づく適正な取扱いを行っている店舗数/立入調査を行った店舗数×100	取組目標値					
			実績値	78.3	81.3			
			達成率	-	100.4	-	-	%
2	指標名		目標値					
	式・定義		取組目標値					
			実績値					
			達成率	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	0	0
うち一般財源 (千円)	0	0

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

<ul style="list-style-type: none"> 県内の対象施設約663店舗中、107店舗に対して立入調査を実施し、うち87店舗では条例に基づく適正な取扱いが行われていた。 過去の調査結果を基に継続的な立入調査を行った結果、条例の規定が概ね遵守されているが、個々の従業員まで徹底されるには至っていない。 青少年のインターネット利用に関し、有識者・高校生・保護者等約230人が参加するフォーラムを開催した 強化月間における街頭啓発活動及び関係機関へのチラシ配布による広報啓発。7月「青少年の非行・被害防止月間」（90,000枚）、11月「子供・若者育成支援強調月間」（80,000枚）

6. 成果があったこと（改善されたこと）

<ul style="list-style-type: none"> 対象施設のコンプライアンスも向上しており、有害図書の区分陳列や閲覧防止措置について、改善されてきている。 インターネットの環境整備に関して、国や県、教育委員会、警察、携帯電話事業者等との連携が図られ、協働した広報啓発等が展開できつつある。 青少年のインターネット利用に関するフォーラムには携帯電話事業者等も出席した他、官民連携協議会の開催などにより事業者に対する働きかけを行う機会が増し、事業者の意識啓発が向上した。
--

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

<p>①困っている「状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアでは、有害図書に該当するレディースコミック等が区分陳列されず健全図書と混在していることがある。 インターネットの安全安心利用にはフィルタリングが有効であるが、スマートフォン等の購入時、保護者が子どもの意見に左右され、フィルタリング等を利用しない場合がある。
<p>②困っている状況が発生している「原因」</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害図書に該当するコンビニコミック等については、表紙からは判断できないものもあり、内容の確認が不十分であるため。 インターネット利用の危険性やフィルタリング利用の重要性について、保護者が具体的に理解していないため。
<p>③原因を解消するための「課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> コンビニコミックの内容確認等を含め、立入調査の際の指導を徹底する必要がある。 有害図書指定の周知方法をさらに検討する必要がある。 保護者をはじめ、教職員や青少年育成関係者、更には社会全体において、インターネット利用の有効性と危険性について両面から理解を深めていく必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

<ul style="list-style-type: none"> 立入調査未実施の店舗や過去に指導を受けた店舗を中心に、引き続き計画的な立入調査を行い、条例の周知にあわせて個別の指導を行っていく。 保護者や教職員、青少年育成関係者、地域社会に対して、条例の周知にあわせて広報啓発を行っていく。 インターネットの危険性のみならず、有用性を踏まえた適切な利用環境づくりを関係機関・団体・事業者と連携して行っていく。
--